

みなと通りにじのき保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	mamatoco 株式会社
所 在 地	大阪市西区千代崎 1 丁目 15-8
電 話 番 号	06-6581-2401
代表者氏名	代表取締役 表原宏和

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	みなと通りにじのき保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市西区千代崎 1 丁目 15-8
連 絡 先	電話番号 06-6581-2401 FAX 06-6581-2402
管 理 者	園長 表原香奈子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 9 人 1 歳児 12 人 2 歳児 12 人 3 歳児 19 人 4 歳児 19 人 5 歳児 19 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 57 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 24 人 満 1 歳未満の児童 9 人
開 設 年 月 日	令和 4 年 12 月 1 日
事 業 所 番 号	2710606200048
ホ ー ム ペ ー ジ	https://nijinoki.jp/

3 施設の目的・運営方針

みなと通りにじのき保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図り

ながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		124.35 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 7 階建のうち全階
	延べ面積	601.23 m ²
園 庭		地上園庭 57.70 m ² 近隣公園 1521 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組（満 0 歳児クラス）
ほふく室	1 室	うさぎ組（満 1 歳児クラス）
保育室	4 室	りす組（満 2 歳児クラス）、こあら組（満 3 歳児クラス）、ぞう組（満 4 歳児クラス）、きりん組（満 5 歳児クラス）について各 1 室
更衣室	1 室	職員用
調理室 ・ 食堂	1 室	にやっくるレストラン
屋上園庭	1 室	屋上水遊び場・野菜畑

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食育（出汁の味を効かせた野菜中心の副食）

毎日レストランで食事、調理体験、ビュッフェ形式の給食、野菜栽培
お買い物体験、1 年を通し日本古来の節句や保育行事に合わせた食事を
提供します。

(3) 送迎

各自保護者による登降園とします。

(4) 地域の子育て支援

在園児の保護者や地域のご家庭を対象とした子育て相談を行っています。

6 職員の職種、当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1	0
副主任保育士	主任保育士を補佐しチームとなる職員とのパイプ役となり、質の高い保育と円滑な運営を行う	1	1	0
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う。	11	5	6
保育補助	保育に関する雑務を行い、より高い質の保育を行えるようサポートする。	6	3	3
栄養士	給食・おやつの栄養管理と献立作成、調理する	1	1	0
調理員	給食・おやつの栄養管理と献立作成、調理する	4	1	3
看護師	専門知識をもって児童の健康を管理する	2	1	1
事務員	労務・経理・受付・広報など	1	0	1

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）シフト制
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）シフト制
保育補助	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）シフト制
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）シフト制
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする

時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(3) 土曜日保育に係る保育時間

原則保護者の方が就労されている場合のお預かりとなります。やむをえない事情の場合はご相談ください。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理です。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

※献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

完全除去食及び代替食に対応します。

（食物アレルギー対応マニュアル有）

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

別表

月額負担項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費 (3歳児以上)	主食費 2,200 円 副食費 4,800 円	7,000 円／月
布団レンタル	保護者の登降園時負担軽減目的のため サブスクリプションとして	1,100 円／月
オムツ代		2,500 円／月
雑費	保育材料費・行事費・食育費 消耗品等	500 円／月 (年間 6,000 円)

入園時・進級時	内容	金額
0歳児→1歳児	じゅうがちょう・シール帳	1,320 円
1歳児→2歳児	クレヨン・シール帳・防災カラー帽子	4,892 円
2歳児→3歳児	通園リュック・体操服(下) 通園用上着・防災カラー帽子 シール帳・お道具箱・スモック	22,811 円～ (サイズにより)
3歳児→4歳児	防災カラー帽子・ワーク・シール帳	5,100 円
4歳児→5歳児	防災カラー帽子、ワーク・シール帳	5,100 円
入園時 (0・1・2歳児)	通園手提げバック・体操服(上) カラー帽子・連絡帳・シール帳等	8,400 円～ (サイズにより)
入園時 (3・4・5歳児)	通園リュック・体操服(上下) 通園用上着・防災カラー帽子 連絡シール帳・スモック・お道具箱	30,023 円～ (サイズにより)

- 2 時間外保育に係る利用者負担
 保育標準・短時間認定に係る時間外保育料
 30 分につき 300 円

3 その他

- ・遠足代(都度実費にて徴収)/のりやクレヨン等の追加代など

物価高騰により価格の変動がある場合があります。その場合事前にお知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	大阪済生会泉尾病院 小児科
医院長名又は医師名	比嘉 勇介
所在地	大阪府大阪市大正区北村 3 丁目 4-5
電話番号	06-6552-0091

(2) 歯科

医療機関の名称	徳永デンタルクリニック
医院長名又は医師名	徳永 浩
所在地	大阪市北区本庄西 1-13-9
電話番号	06-6371-6480

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策（セコム自動通報システム導入）

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・AED 設置 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 鈴木 祥子/柏原 紅葉 ・責任者 表原 香奈子 ・ご利用時間 8:30～ 18:30 ・電話番号 06-6581-2401 - F A X 06-6581-2402 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	水本佳奈	電話番号 090-7365-7104 役職・肩書等：千代崎地区地域コーディネーター

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入していただきます。

加入は任意ですが園児全員に加入して頂けるようお勧めしております。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	災害共済給付
保険金額	365 円のうち保護者負担 300 円(65 円は園負担)

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）※令和4年度は12月1日

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和4年度	6	4	4	6	0	0
令和5年度	8	10	7	15	8	0
令和6年度	4	12	12	18	14	8

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

自己評価	実施
第三者評価	実施

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	自動車での送迎は原則禁止です。